

短期入居生活介護〔介護予防短期入居生活介護〕 「短期入居生活介護事業所 サニーポート小名浜」運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人容雅会（以下「事業者」という。）が開設する「短期入居生活介護事業所サニーポート小名浜」（以下「事業所」という。）が行う④指定短期入居生活介護〔介護予防短期入居生活介護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕という。」）に対し、適正な短期入居生活介護〔介護予防短期入居生活介護〕を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 短期入居生活介護事業所
サニーポート小名浜
- （2） 所在地 福島県いわき市小名浜字神成塚 133 番地 1
- （3） 利用定員 併設ユニット型 （20名）
- ① ユニット数 2ユニット
- ② ユニットごとの入居定員 10名
- 空床利用型
- 特別養護老人ホームの定員80人以内

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 従業者

医師 1人

医師は、利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

看護職員 2人以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

介護職員 7人以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

栄養士 1人

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

(事業の内容及び利用料等)

第5条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(1) 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。

(2) 利用者は、短期入居生活介護施設に短期間入居し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。

(3) 相当期間(概ね連続する4日以上)にわたり継続して入居する利用者については、短期入居生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

(4) 従事者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(5) 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 居住費(ユニット型に限る) 1日2,066円

(2) 食費 朝食397円 昼食(おやつ含)520円 夕食528円 1日 1,445円

(3) 理美容代 3,000円から

(4) その他日常生活上の便宜に係る費用

持ち込み電気機器電気代(テレビ・電気毛布・ラジオ等) 100円/1日

持ち込み電気機器電気代(軽微な電気の使用料/電気髭剃り・携帯電話・スマートフォン・タブレット等) 50円/1日

行事参加費 実費/1回

通常の送迎実施地域を越える送迎費用 50円/km

その他の費用 実費/1回

- 3 前項の費用の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。
- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付することとする。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第6条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（苦情処理）

- 第7条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

（通常の送迎の実施地域）

- 第8条 通常の送迎の実施地域は、いわき市小名浜地区、泉地区、江名地区、鹿島地区の米田・上蔵持・久保・飯田・船戸・御代、常磐地区の三沢・水野谷・関船・下船尾・下湯長谷、渡辺地区の洞・田部・泉田・昼野の区域とする。

（非常災害対策）

- 第9条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理等）

- 第10条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、

その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第12条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第15条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を

行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活进行すること。
- (2) 火気の取扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年9回（身体拘束廃止・感染防止・事故防止・虐待防止を含む）

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

変更後の規程は、平成27年8月1日より施行する。

附 則

変更後の規程は、平成30年6月1日より施行する。

附 則

変更後の規程は、令和3年8月1日より施行する。

附 則

変更後の規程は、令和3年9月1日より施行する。

附 則

変更後の規程は、令和7年7月1日より施行する。